

X i サ ー ビ ス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[ 改 正 ]	[ 現 行 ]																
<p>第1章～第4章 (略)                      第5章 付加機能                      (付加機能の提供)                      第28条 当社は、X i 契約者から請求があったときは、別表2 (付加機能) に規定する付加機能を提供します。                      2 別表2に規定する付加機能のうち当社が別に定めるものについては、前項の規定にかかわらず、X i 契約者 (基本使用料の料金種別が、料金表第1表第1 (基本使用料) の1 (適用) の(1)に2に規定するL P W Aプラン等 (L P W AプランS S又はL P W AプランSをいいます。以下同じとします。)) を選択している者を除きます。) から請求があったものとみなして取り扱います。                      3 第1項の規定にかかわらず、当社は、X i 契約 (L P W Aプラン等に係るものを除きます。) の申込みの際に、別表2に規定する国際ローミング機能の請求があったものとみなして取り扱います。                      ただし、そのX i 契約の申込みの際に、国際ローミング機能の請求を行わない旨の意思表示があったときは、この限りではありません。                      4～9 (略) (注1) (略)                      (注2) (略)                      第6章～第12章 (略)                      第13章 雑則                      第65条～第66条 (略)                      (位置の測定に係るアシスト情報の受信)                      第67条 X i 契約者 (基本使用料の料金種別が、料金表第1表第1 (基本使用料) の1 (適用) の(1)に2に規定するL P W Aプラン等を選択している者を除きます。) は、当社が定める方法により、位置の測定に係るアシスト情報 (その契約者回線に接続されている移動無線装置の位置の測定の際に参考となる情報であって、当社が提供するものをいいます。以下この条において同じとします。) の受信をすることができます。                      2～3 (略)                      第68条～第80条 (略)                      第14章 (略)</p> <p>料金表                      通則 (略)                      第1表 料金 (国際アウトローミング利用料、無線I Pアクセス定額料及びその他のサービスの料金を除きます。)                      第1 基本使用料                      1 適用</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">基本使用料の適用</th> </tr> <tr> <td style="width: 30%;">(1)の1 (略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="width: 30%;">(1)の2 X i ユビキタスの基本使用料の適用</td> <td>ア X i ユビキタスの基本使用料には、次の料金種別があります。 (ア) 第1種X i ユビキタス契約に係るもの ① 第1種X i ユビキタス一般契約に係るもの</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">区 分</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">X i ユビキタス</td> </tr> </table>	基本使用料の適用		(1)の1 (略)	(略)	(1)の2 X i ユビキタスの基本使用料の適用	ア X i ユビキタスの基本使用料には、次の料金種別があります。 (ア) 第1種X i ユビキタス契約に係るもの ① 第1種X i ユビキタス一般契約に係るもの	区 分	X i ユビキタス	<p>第1章～第4章 (略)                      第5章 付加機能                      (付加機能の提供)                      第28条 当社は、X i 契約者から請求があったときは、別表2 (付加機能) に規定する付加機能を提供します。                      2 別表2に規定する付加機能のうち当社が別に定めるものについては、前項の規定にかかわらず、X i 契約者から請求があったものとみなして取り扱います。                      3 第1項の規定にかかわらず、当社は、X i 契約の申込みの際に、別表2に規定する国際ローミング機能の請求があったものとみなして取り扱います。                      ただし、そのX i 契約の申込みの際に、国際ローミング機能の請求を行わない旨の意思表示があったときは、この限りではありません。                      4～9 (略)                      (注1) (略)                      (注2) (略)                      第6章～第12章 (略)                      第13章 雑則                      第65条～第66条 (略)                      (位置の測定に係るアシスト情報の受信)                      第67条 X i 契約者は、当社が定める方法により、位置の測定に係るアシスト情報 (その契約者回線に接続されている移動無線装置の位置の測定の際に参考となる情報であって、当社が提供するものをいいます。以下この条において同じとします。) の受信をすることができます。                      2～3 (略)                      第68条～第80条 (略)                      第14章 (略)</p> <p>料金表                      通則 (略)                      第1表 料金 (国際アウトローミング利用料、無線I Pアクセス定額料及びその他のサービスの料金を除きます。)                      第1 基本使用料                      1 適用</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">基本使用料の適用</th> </tr> <tr> <td style="width: 30%;">(1)の1 (略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="width: 30%;">(1)の2 X i ユビキタスの基本使用料の適用</td> <td>ア X i ユビキタスの基本使用料には、次の料金種別があります。 (ア) 第1種X i ユビキタス契約に係るもの ① 第1種X i ユビキタス一般契約に係るもの</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">区 分</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">X i ユビキタス</td> </tr> </table>	基本使用料の適用		(1)の1 (略)	(略)	(1)の2 X i ユビキタスの基本使用料の適用	ア X i ユビキタスの基本使用料には、次の料金種別があります。 (ア) 第1種X i ユビキタス契約に係るもの ① 第1種X i ユビキタス一般契約に係るもの	区 分	X i ユビキタス
基本使用料の適用																	
(1)の1 (略)	(略)																
(1)の2 X i ユビキタスの基本使用料の適用	ア X i ユビキタスの基本使用料には、次の料金種別があります。 (ア) 第1種X i ユビキタス契約に係るもの ① 第1種X i ユビキタス一般契約に係るもの																
	区 分																
	X i ユビキタス																
基本使用料の適用																	
(1)の1 (略)	(略)																
(1)の2 X i ユビキタスの基本使用料の適用	ア X i ユビキタスの基本使用料には、次の料金種別があります。 (ア) 第1種X i ユビキタス契約に係るもの ① 第1種X i ユビキタス一般契約に係るもの																
	区 分																
	X i ユビキタス																

	<table border="1"> <tr> <td>L PWAプランSS</td> </tr> <tr> <td>L PWAプランS</td> </tr> </table>	L PWAプランSS	L PWAプランS
L PWAプランSS			
L PWAプランS			
	② (略)		
	(イ) (略)		
	イ～ソ (略)		
(2)～(4)の2 (略)	(略)		

2 料金額  
2-1 (略)

2-2 Xiユビキタスに係るもの  
2-2-1 第1種Xiユビキタス契約に係るもの

1 契約ごとに

区 分			料 金 額 (月額)
			次の税抜額 (かっこ内は税込額)
Xiユビキタス	Xiユビキタス一般契約に係るもの	(略)	(略)
		L PWAプランSS	150 円 (162 円)
		L PWAプランS	200 円 (216 円)
	Xiユビキタス定期契約に係るもの	(略)	(略)

2-2-2 (略)

第2

付 加 機 能 使 用 料 の 適 用	
(1)～(9) (略)	(略)
(10) moperaU 機能に係る付加機能使用料の適用	<p>ア～イ (略)</p> <p>ウ 1のXiユビキタス(L PWAプラン等に限ります。)について、moperaU 機能の付加機能使用料の適用を受けているときは、2 (料金額) に規定する付加機能使用料から 100 円 (月額) を減額して適用します。</p> <p>エ 通則第3項 (料金の計算方法等) 及び第4項の規定により付加機能使用料を日割するとき、ウに規定する額を日割して適用します。</p>
(11) (略)	(略)

	<table border="1"> <tr> <td></td> </tr> <tr> <td></td> </tr> </table>		
	② (略)		
	(イ) (略)		
	イ～ソ (略)		
(2)～(4)の2 (略)	(略)		

2 料金額  
2-1 (略)

2-2 Xiユビキタスに係るもの  
2-2-1 第1種Xiユビキタス契約に係るもの

1 契約ごとに

区 分			料 金 額 (月額)
			次の税抜額 (かっこ内は税込額)
Xiユビキタス	Xiユビキタス一般契約に係るもの	(略)	(略)
	Xiユビキタス定期契約に係るもの	(略)	(略)

2-2-2 (略)

第2

付 加 機 能 使 用 料 の 適 用	
(1)～(9) (略)	(略)
(10) moperaU 機能に係る付加機能使用料の適用	ア～イ (略)
(11) (略)	(略)

第3 通信料  
1 適用

通信料の適用

(1) 通信の条件	<p>ア～タ (略)</p> <p>チ 基本使用料の料金種別が I o T プラン又は L P W A プラン等の X i ユビキタスの契約者回線との間のデータ通信モードによる通信は、128k 通信モードによる通信に限り行うことができます。</p> <p>ツ 基本使用料の料金種別が L P W A プラン等の契約者回線との間の通信は、別表 2 (付加機能) に規定する moperaU 機能又はビジネス mopera インターネット機能に係る接続点との間の通信に限り行うことができます。</p> <p>(注) (略)</p>
-----------	---

(2)～(12) (略)	(略)
--------------	-----

(12)の2 X i ユビキタスにおける通信料の適用	<p>ア 基本使用料の料金種別が第1種 X i ユビキタス契約 (L T E ユビキタスフラットを除きます。) である契約者回線について、その回線との間のデータ通信モードに係る通信 (当社が別に定める通信を除きます。以下この欄において同じとします。) に関する料金 (他社相互接続通信に係る料金等通信料に合算して請求するものであって当社が別に定めるものを含みます。) の料金は、1 料金月における累計の課金対象データ量に応じて、2 (料金額) の規定により算定した額の月間累計額から次表に規定する控除可能額を適用します。</p> <p>ただし、その月間累計額が次表に規定する控除可能額に満たない場合は、その月間累計額を控除した額を適用します。</p>
----------------------------	---

1 契約ごとに

基本使用料の料金種別	控除可能額
(略)	(略)
L P W A プラン S S	100円
L P W A プラン S	400円

イ (略)

ウ アの規定によるほか、当社は、基本使用料の料金種別が L P W A プラン等の X i ユビキタスに係る料金等が、他の L P W A プラン等に係る料金等とのみ一括して請求 (以下この欄において「一括請求」といいます。) されているときは、L P W A 控除可能額共有 (L P W A 共有回線群 (その一括請求されている L P W A プラン等の X i ユビキタスにより構成される回線群を言います。以下この欄において同じとします。) を構成する各々の X i ユビキタス (以下この欄において「共有選択回線」といいます。) の契約者回線から行ったデータ通信モードに係る通信に関する料金について、2 (料金額) の 2-3 の規定により算定した額の月間累計額 (L P W A プラン等を選択している期間に係るものに限り、以下ウにおいて同じとします。) から、L P W A 共有回線群が保有するアに規定する控除可能額の合計額 (以下この欄において「控除可能合計額」といいます。) を控除した額を適用する取扱いをいいます。以下この欄において同じとします。) を適用します。この場合において、共有選択回線に係る月間累計額の合計額が控除可能合計額を超える場合は、控除可能合計額を上限として、当社が定める順序に従い各々の共有選択回線に係る月間累計額を控除した額を適用します。

第3 通信料  
1 適用

通信料の適用

(1) 通信の条件	<p>ア～タ (略)</p> <p>チ 基本使用料の料金種別が I o T プランの X i ユビキタスの契約者回線との間のパケット通信モードによる通信は、128k 通信モードによる通信に限り行うことができます。</p> <p>(注) (略)</p>
-----------	---

(2)～(12) (略)	(略)
--------------	-----

(12)の2 X i ユビキタスにおける通信料の適用	<p>ア 基本使用料の料金種別が第1種 X i ユビキタス契約 (L T E ユビキタスフラットを除きます。) である契約者回線について、その回線との間のデータ通信モードに係る通信 (当社が別に定める通信を除きます。以下この欄において同じとします。) に関する料金 (他社相互接続通信に係る料金等通信料に合算して請求するものであって当社が別に定めるものを含みます。) の料金は、1 料金月における累計の課金対象データ量に応じて、2 (料金額) の規定により算定した額の月間累計額から次表に規定する控除可能額を適用します。</p> <p>ただし、その月間累計額が次表に規定する控除可能額に満たない場合は、その月間累計額を控除した額を適用します。</p>
----------------------------	---

1 契約ごとに

基本使用料の料金種別	控除可能額
(略)	(略)

イ (略)

ただし、共有選択回線に係る月間累計額の合計額が控除可能合計額に満たない場合は、各々の共有選択回線に係る月間累計額を控除した額を適用します。

エ L P W A 控除可能額共有の取扱いは、ウの規定により当社が L P W A 控除可能額共有の取扱いを開始した日を含む料金月から適用します。

オ X i コピキタス契約者（L P W A 共有回線群の代表回線（L P W A 共有回線群に係る一括請求先となる共有選択回線をいいます。以下この欄において同じとします。）に係る契約者に限りま

す。）は、その L P W A 共有回線群に他の L P W A 共有回線群を統合する取扱い（L P W A 共有回線群に係る共有選択回線に関する契約者名義が同一（契約者と相互に業務上緊密な関係を有することについて当社が別に定める基準に適合するものを含みます。）となるときに限りま

す。）を当社に申し出ることができます。この場合において、当社は、その申出を行った X i コピキタス契約者に係る共有選択回線を、統合後の L P W A 共有回線群に係る代表回線とします。

ただし、統合後の L P W A 共有回線群に係る代表回線の変更する申出があったときは、この限りではありません。

カ オの規定により、L P W A 共有回線群の統合があったときは、その統合があった日を含む料金月から、統合後の L P W A 共有回線群において L P W A 控除可能額共有を適用します。

キ 当社は、共有選択回線が、契約者以外の者（契約者と相互に業務上緊密な関係を有することについて当社が別に定める基準に適合するものを除きます。）の業務の用に供され、それが業として行われるものと当社が認めるときは、ウ及びオの規定を適用しません。

ク 当社は、オの規定により統合された後の L P W A 共有回線群に係る代表回線の契約者から、その L P W A 共有回線群に係る L P W A 控除可能額共有を全部又は一部廃止する申出があった場合のほか、共有選択回線について、次のいずれかに該当する場合は、その共有選択回線について、L P W A 控除可能額共有の適用を廃止します。この場合において、その廃止のあった共有選択回線が代表回線であるときは、その L P W A プラン共有回線群の中から新たに代表回線を指定していただきます。

(ア) X i コピキタス契約の解除があったとき。

(イ) 基本使用料の料金種別が L P W A プラン等以外となったとき。

(ウ) 名義変更があったとき（代表回線と同一になる場合を除きます。）。

(エ) その他ウに規定する条件を満たさなくなったとき。

ケ L P W A 控除可能額共有の適用を廃止する場合における取扱いについては、次表のとおりとします。

区分	L P W A 控除可能額共有の適用
1 共有選択回線に係る X i コピキタス契約の解除があったとき。	L P W A 控除可能額共有の適用を廃止した日を含む料金月までの月間累計額について適用の対象とします。
2 1 以外により L P W A 控除可能額共有の適用を廃止したとき。	L P W A 控除可能額共有の適用を廃止した日を含む料金月の前料金月までの月間累計額について適用の対象とします。

コ 共有選択回線の変更は、代表回線に係る X i コピキタス契約者から申し出ていただきます。当社はウ又はオの規定に準じて取扱います。

サ (略)

シ (略)

ス 通則第 3 項（料金の計算方法等）及び第 4 項の規定に基づき基本使用料を日割するときは、ア又はシに規定する控除可能額をその利用日数に応じて日割して適用します。

(注 1) (略)

(注 2) ウに規定する当社が定める順序は、当社のインターネットホームページで定めるところによります。

ウ (略)

エ (略)

オ 通則第 3 項（料金の計算方法等）及び第 4 項の規定に基づき基本使用料を日割するときは、アに規定する控除可能額をその利用日数に応じて日割するものとし、「控除可能額」を「控除可能額を日割した額」に読み替えて適用します。

(注) (略)

(13)～(24) (略) (略)

2 料金額

2-1～2-2 (略)

2-3 データ通信モードに係るもの

2-3-1 (略)

2-3-2 第1種 X i ユビキタス契約に係るもの

1 課金対象データごとに

料 金 種 別		料 金 額
		次の税抜額 (かっこ内は税込額)
X i ユビキタス データ通信料	(略)	(略)
	L PWAプランSS	0.5 円 (0.54 円)
	L PWAプランS	0.4 円 (0.432 円)

2-4 (略)

第4～第7 (略)

第2表～第6表 (略)

別表1 (略)

別表2 付加機能

種類	提供条件
1～4 (略)	(略)
5 位置情報通知機能 (略)	(1) X i 及び X i ユビキタス (LPWA プラン等に係るものを除きます。) に限り提供します。 (2)～(10) (略) (注) (略)
6～7 (略)	(略)
8 spモード機能 (略)	(1) X i 及び X i ユビキタス (当社が別に定めるものに限るものとし、LPWA プラン等に係るものを除きます。) に限り提供します。 (2)～(54) (略) (注1)～(注3) (略)
9～14 (略)	(略)
15 国際ローミング機能 (略)	(1) X i 及び第1種 X i ユビキタス (当社が別に定めるものに限るものとし、20 欄に規定する発信制限機能の提供を受けているもの及び LPWA プラン等に係るものを除きます。) に限り提供します。 (2)～(3) (略)
16～33 (略)	(略)

別表3～別表7 (略)

(13)～(24) (略) (略)

2 料金額

2-1～2-2 (略)

2-3 データ通信モードに係るもの

2-3-1 (略)

2-3-2 第1種 X i ユビキタス契約に係るもの

1 課金対象データごとに

区 分		料 金 額 (月額)
		次の税抜額 (かっこ内は税込額)
X i ユビキタス	(略)	(略)

2-4 (略)

第4～第7 (略)

第2表～第6表 (略)

別表1 (略)

別表2 付加機能

種類	提供条件
1～4 (略)	(略)
5 位置情報通知機能 (略)	(1) X i 及び X i ユビキタスに限り提供します。 (2)～(10) (略) (注) (略)
6～7 (略)	(略)
8 spモード機能 (略)	(1) X i 及び X i ユビキタス (当社が別に定めるものに限ります。) に限り提供します。 (2)～(54) (略) (注1)～(注3) (略)
9～14 (略)	(略)
15 国際ローミング機能 (略)	(1) X i 及び第1種 X i ユビキタス (当社が別に定めるものに限るものとし、20 欄に規定する発信制限機能の提供を受けている者を除きます。) に限り提供します。 (2)～(3) (略)
16～33 (略)	(略)

別表3～別表7 (略)

別表 8 国際アウトローミングに係る外国の電気通信事業者

1 2 以外のもの

地域	事業者名	(略)			
		通話モード	64kb/s デジタル通信モード	データ通信モード	ショートメッセージ通信モード
南・北アメリカ地方		(略)			
アジア地方		(略)			
オセアニア地方		(略)			
ヨーロッパ地方		(略)			
	アイルランド	(略)	(略)		

別表 8 国際アウトローミングに係る外国の電気通信事業者

1 2 以外のもの

地域	事業者名	(略)			
		通話モード	64kb/s デジタル通信モード	データ通信モード	ショートメッセージ通信モード
南・北アメリカ地方		(略)			
アジア地方		(略)			
オセアニア地方		(略)			
ヨーロッパ地方		(略)			
	アイルランド	(略)	(略)		

	Three Ireland (Hutchison) Limited	(略)			
	(略)	(略)			
(略)					
トルクメニスタン					
	(略)	(略)			
(略)					
モンテネグロ	(略)	(略)			
	Telenor Ilc, Montenegro	7	-	A ● ★	○
	Hutchison 3G Ireland Limited	(略)			
	(略)	(略)			
(略)					
トルクメニスタン	Economy Society "MTS-Turkmenistan"	12	-	△A △● △★	○
	(略)	(略)			
(略)					
モンテネグロ	(略)	(略)			
	Telenor Ilc, Montenegro	△7	-	△A △● △★	△

	(略)					
アフリカ地方	(略)					
		(略)	(略)			
	スーダン共和国	MTN Sudan Co. LTD	6	-	△A	○
	(略)					
(略)						

(注) 通信の種類のうち△印が付されているものについては、令和元年6月30日までの間において提供開始予定であり、それぞれ提供が開始されたときにはインターネット等を利用してそのことを掲示します。

2 (略)

別表9 (略)

1 (略)

2 (略)

(注) (略)

附 則 (平成 31 年 4 月 22 日経企第 177 号)

この改正規定は、平成 31 年 4 月 25 日から実施します。

ただし、この改正規定中、国際アウトローミングに係る外国の電気通信事業者に関する部分は、令和元年 5 月 1 日より実施します。

	(略)					
アフリカ地方	(略)					
		(略)	(略)			
	スーダン共和国	MTN Sudan Co. LTD	△6	-	△A	△
	(略)					
(略)						

(注) 通信の種類のうち△印が付されているものについては、平成 31 年 5 月 31 日までの間において提供開始予定であり、それぞれ提供が開始されたときにはインターネット等を利用してそのことを掲示します。

2 (略)

別表9 (略)

1 (略)

2 (略)

(注) (略)



F O M A サ - ビ ス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[ 改 正 ]					[ 現 行 ]						
第1章～第14章 (略)					第1章～第14章 (略)						
料金表 通則 (略)					料金表 通則 (略)						
第1表～第7表 (略)					第1表～第7表 (略)						
別表1～別表8 (略)					別表1～別表8 (略)						
別表9 国際アウトローミングに係る外国の電気通信事業者					別表9 国際アウトローミングに係る外国の電気通信事業者						
1 2以外のもの					1 2以外のもの						
地域	事業者名	(略)			地域	事業者名	(略)				
		通話モード	64kb/s デジタル 通信モード	データ通信モード	ショートメッセージ通信 モード			通話モード	64kb/s デジタル 通信モード	データ通信モード	ショートメッセージ通信 モード
南・北 アメリカ 地方	(略)				南・北 アメリカ 地方	(略)					
アジア 地方	(略)				アジア 地方	(略)					
オセア ニア 地方	(略)				オセア ニア 地方	(略)					

ヨーロッパ地方	(略)					
	アイルランド	(略)	(略)			
		<u>Three Ireland (Hutchison) Limited</u>	(略)			
		(略)	(略)			
	(略)					
	トルクメニスタン					
		(略)	(略)			
	(略)					
	モンテネグロ	(略)	(略)			

ヨーロッパ地方	(略)					
	アイルランド	(略)	(略)			
		Hutchison 3G Ireland Limited	(略)			
		(略)	(略)			
	(略)					
	トルクメニスタン	<u>Economy Society "MTS-Turkmenistan"</u>	12	二	△A △● △★	○
		(略)	(略)			
	(略)					
	モンテネグロ	(略)	(略)			

		Telenor Ilc, Montenegro	7	-	A ● ★	○
	(略)					
アフリカ地方	(略)					
		(略)	(略)			
	スーダン共和国	MTN Sudan Co. LTD	6	-	△A	○
	(略)					
(略)						

(注) 通信の種類のうち△印が付されているものについては、令和元年6月30日までの間において提供開始予定であり、それぞれ提供が開始されたときにはインターネット等を利用してそのことを掲示します。

2 (略)

別表 10 (略)

1 (略)

2 (略)

		Telenor Ilc, Montenegro	△7	-	△A △● △★	△
	(略)					
アフリカ地方	(略)					
		(略)	(略)			
	スーダン共和国	MTN Sudan Co. LTD	△6	-	△A	△
	(略)					
(略)						

(注) 通信の種類のうち△印が付されているものについては、平成31年5月31日までの間において提供開始予定であり、それぞれ提供が開始されたときにはインターネット等を利用してそのことを掲示します。

2 (略)

別表 10 (略)

1 (略)

2 (略)

(注) (略)

附 則 (平成 31 年 4 月 22 日経企第 177 号)  
(実施期日)  
この附則は、令和元年 5 月 1 日から実施します。

(注) (略)